

中国特許出願時の若干留意事項

龍 淳*



目次

1. 新規性判断に関する留意点
 - 1.1 法の規定
 - 1.2 日本との相違点
 - 1.3 新規性の規定に関する今後法改正の展望
2. 新規性喪失の例外規定
 - 2.1 国際博覧会
 - 2.2 学術又は技術会議での最初の発表
 - 2.3 他人による出願人の本意に反する公開
 - 2.4 猶予期間
 - 2.5 例外規定に関する留意点
3. 補正に関する留意点
 - 3.1 法の改正
 - 3.2 補正に関する審査基準の規定
4. 分割出願の時期および活用
 - 4.1 分割出願が可能な期間
 - 4.2 分割出願の活用
5. 情報提出制度の活用
6. 対応外国出願の審査に関連する資料の提出
7. 同一発明についての特許出願と実用新案出願
 - 7.1 制度
 - 7.2 判決による反響
 - 7.3 今後の対応
8. 翻訳の質
 - 8.1 現状
 - 8.2 出願依頼される時の言語パターン
 - 8.3 翻訳の質を良くするためには
9. むすび

このたび、「パテント」雑誌から原稿執筆のご依頼を頂き、大変光栄と存じます。以下は、日本の弁理士および企業の特許担当者から良く聞かれた質問のうち、特に出願手続に関する内容の一部への回答を取り上げて、中国特許出願時の留意事項としてご紹介申し上げます。

1. 新規性判断に関する留意点

1.1 法の規定

中国特許法第22条第2項は、「新規性とは、出願日以前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物上で

公開発表されておらず、国内で公開使用されておらず、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明又は実用新案が他人より国務院特許行政部門に出願が提出されたことがなく、かつ出願日以降に公開された特許出願文書の中に記載されていないことをいう。」と規定している。

上記より、中国特許法は、新規性を大きく次の四つの事項を分けて規定している。即ち、発明または考案が、

(1) 特許または実用新案出願前に中国国内または外国において公開された出版物に記載されたもの；

(2) 特許または実用新案出願前に中国国内において公開使用されたもの；

(3) 特許または実用新案出願前に中国国内において公然知られたもの；

(4) 同様の発明又は実用新案が他人より出願され、かつ出願日以降に公開された特許出願文書の中に記載されたもの（拡大された範囲の先願）である時は、新規性がないとしている。

1.2 日本との相違点

上記の規定から分るように、現在の中国特許法の新規性に関する規定は、平成11年日本法改正前の規定とほぼ同じである。但し、平成11年日本法改正で、公知・公用の地域基準を日本国内から世界へ拡大し、そしてインターネットによる開示が公開された刊行物の記載と同様に新規性喪失事由となったため、両国の規定を比較して、以下の点において異なっているので、留意されたい。

(1) 公知・公用に関し、「日本国内または外国」を地域基準とする日本の規定に対して、中国の規定では、「中国国内」を地域基準としている点；

* 中国弁理士
紀凱知識産権代理有限公司 (Jeekai & Partners)
chunlong@jeekai.com

(2) インターネットによる開示が、公開された刊行物の記載と同様に新規性喪失事由となった日本の規定に対して、中国の規定では、新規性喪失事由となっていない点。

1.3 新規性の規定に関する今後法改正の展望

①公知・公用の地域基準

公知・公用の地域基準について、中国は国内で生まれた発明を保護する観点から、「中国国内」から「世界」へ拡大する改正は、当分行われることがないだろう。なお、中国知財関係者から、拡大すべきという声も殆ど聞こえない。

②インターネット公知

インターネットなどの開示公知が新規性阻却事由にされるかどうかについて、中国では2000年2回目の法改正時にも検討され、特に掲載日の特定などの技術的に未解決の問題が多く存在しているという理由から、改正を控えたようである。しかし、インターネットなどで開示されている技術情報も出版物と同等の情報を有し、その伝達の迅速性などの便利性より研究者が自己の研究成果を早期に公表することを目的としてインターネットなどを論文発表の場として利用するケースも増えてきているから、中国も、日本、韓国、およびヨーロッパと同様、新規性喪失事由となるような法改正を行うだろう。実際、この問題について、専門家および実務家が、法改正に向かって積極的に議論および検討を行っている。

2. 新規性喪失の例外規定

中国にも新規性喪失の例外の規定がある。特許法第24条は、出願された発明創造（発明、考案および意匠を含む）が出願日前6ヵ月以内に、下記の項目の一つに該当すれば、新規性は喪失しないと規定している。

(1) 中国政府が主催したかまたは承認した国際展覧会で最初に展示した場合；

(2) 定められた学術会議または技術会議で最初に発表した場合；

(3) 他人が出願人の同意なしにその内容を漏らした場合。

以下は、審査基準に基づいてそれぞれ説明する。

2.1 国際博覧会

審査基準によれば、中国政府主催の国際博覧会には、国務院、各部（日本の省に相当）、各委員会が主催したまたは国務院が認めたその他の政府機関または地方政府が主催した国際博覧会が含まれる。中国政府が承認した国際博覧会には、外国で主催された博覧会が含まれる。国際博覧会には、展示される展示物が開催国の国産品のほかに、外国からの展示品も含まれていなければならない。

なお、外国の博覧会で展示した展示品は従来技術（公知技術）とならない。外国の博覧会で発行した出版物は従来技術となる。但し、中国政府が承認した外国の博覧会で発行された展示品を紹介する出版物に公開（記載）された発明は特許法第24条の猶予期間を享有できる。

2.2 学術又は技術会議での最初の発表

定められた学術会議または技術会議とは、国務院の関係主管部門（各部、各委員会）または全国的な学術団体組織が招集した学術会議または技術会議を指す。省以下または国務院の各部、各委員会または全国的学会の委託を受けてまたはその組織の名義で招集した学術会議または技術会議は含まれない。また、最初発表の地域的基準は、中国国内に限られる。電気通信回線による発表が含まれないことに留意されたい。

2.3 他人による出願人の本意に反する公開

他人が出願人の同意を得ずに公開した発明には、他人が明示的または黙示的な秘密保守義務を守らず、発明の内容を公開したものが含まれる。また、他人が脅し、詐欺またはスパイ活動などの手段で、発明者または出願人からその発明の内容を入手し、公開した場合も含まれる。このような二つの事情による公開は全て出願人の本意に反する公開にあたる。

2.4 猶予期間

新規性喪失の例外規定が適用される期間は、いずれも6ヵ月である。この期間は、出願日または優先日（優先権を主張した場合）から起算される（施行細則第10条）。

2.5 例外規定に関する留意点

上記基準に照らすと、中国の例外規定が適用される

範囲は、日本特許法第30条と比較すると、かなり制限されていることが分かる。新規性喪失の例外により日本で出願した特許に基づいて中国に出願する場合には、以下の注意が必要である。

(1) 日本で開催された国際博覧会については、中国政府の承認を得たものを除き、中国で例外規定が適用されないため、このような博覧会で発行した出版物は従来技術となる。但し、かかる展示品は、「中国国内」を公知・公用の地域基準としている特許法24条の規定によれば、従来技術とならない。

(2) 日本特許法30条1項でいう「特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表したもの」は、中国で例外規定が適用されず、従来技術となる。

(3) 学術または技術会議は、中国政府の関係主管部門（各部、各委員会）または全国的な学術団体組織が招集したものに限られているため、日本の「学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表したもの」は、例外規定が適用されない。

(4) 他人が出願人の意に反する公開について、中国特許法、施行細則および審査基準のいずれも地域の規定がないため、日本で出願人の意に反して他人による公開は、中国でも例外規定が適用されるものとする。

(5) 例外規定の適用を受けるためには、原則として「出願時の申立」および「指定期間内（出願日より2ヵ月以内）に証明資料の提出」といった手続が必要があり、この手続をしないときは、適用を受けることができないことである（施行細則31条2項、4項）。但し、出願人の意に反する公知の場合は、出願人が出願日の前にその事実を知っていた時のみ、「出願時の申立」が必要とされる（審査基準第一部分第1章第3.3.1節）。

(6) 例外規定が適用される期間は、優先権主張を伴う出願について、優先日から起算されるので、新規性喪失の例外規定が適用された日本出願に基づきパリ条約上の優先権を主張して中国に出願する場合には、中国への出願は、猶予期間までに完了する必要なく、優先権を主張できる期間内に完了すればよい。この点においては、第1国出願前に例外規定の適用対象となる行為をした者がパリ条約上の優先権を主張して日本に出願する場合、当該行為から6ヵ月以内に出願しなければ、例外規定の適用を受けられないとの日本の扱いとは異なっており、留意されたい。

3. 補正に関する留意点

3.1 法の改正

中国特許法旧法では、自発補正の時期が、審査請求時および1回目の拒絶理由書を受けた時であったが、2001年7月1日から施行されている改正法施行細則第51条第1項では、審査請求時と実体審査移行通知書を受領した日から3ヵ月以内となった。なお、一回目の拒絶理由書に応答する際には、拒絶理由通知書に従って行うべきである。即ち、通知書に指摘された欠陥に対して補正すべきである（同第51条第3項）。なお、この規定に違反する補正をおこなった場合には、「補正が不受理」の結果となる（審査基準第二部分第8章第5.2.1節）。

この改正は、審査速度促進を最重視する中国特許庁が取った対策の一つであり、審査官からの強い希望によるものだったといわれている。その背景には、今まで、一部の発明者、特に個人発明者が代理人を使わず、自ら明細書を作成して出願するケースが多く、添付の明細書、特にクレームの記載不備があり、これらの記載不備を解消するために、何回も大幅な補正を行い、審査を大幅に遅らせた結果から、多くの審査官の反感を買ったことにある。また、一部の出願人は、審査結果、特に調査で取り上げられた先行技術文献（引例）を見て、クレームの範囲を拡大する余地があると判断し、クレームの範囲を拡大する補正を行い、審査官に新たな調査を行わせ、審査を遅らせた結果も改正の理由となっていた。

しかしながら、この補正の制限は、第一回目の拒絶理由通知書を受けてから初めて本格的に対応策を考える出願人だけでなく、特許事務所の実務者にとっても、大変厳しいものであり、戸惑うものである。

このような状況において、従来の補正と変わった点がどこにあるのか、そして拒絶理由書を受けてから補正をどのように行うべきであるかに、実務家の高い関心が集まっている。

3.2 補正に関する審査基準の規定

以下、補正に関して審査基準の規定を紹介する。

補正に関する審査基準の具体的な規定によれば、補正は、まず、大前提として、特許法第33条に規定する要件、即ち、元の明細書の開示の内容を超えてはいけないという条件を満たさなければならない（新規事項

の禁止) ; 次に、補正の時期および手段は、上記通り、施行細則第 51 条に規定する要件 (即ち、審査意見に従って補正を行うこと) を満足しなければならないとしている (審査基準第二部分第 8 章第 5.2 節)。

一方、同審査基準は、「しかしながら、補正の時期と手段が特許法実施細則第 51 条の規定に一致していても、その内容と範囲が特許法第 33 条の要件を満たし、補正書類は元の出願書類に存在した欠陥を解消し、かつ、特許権を付与する可能性さえあれば、このような補正は審査官の同意があり、通知書の要求に従った補正に相当するものと見なされ、補正は許される、このような処理は、審査手続を簡素化するには有利である」と規定されている (審査基準第二部分第 8 章第 5.2.1 節)。

但し、下記の場合は補正した内容が元の明細書とクレームに記載されている範囲を超えるものでなくても、審査官の同意を得て行った補正として認めることができない (審査基準第二部分第 8 章第 5.2.1 節)。

(1) クレームの一つまたは複数の技術的特徴を削除し、結果として該当するクレームの技術的範囲を拡大させる補正は許されない。例えば、独立クレームから技術的特徴、関連技術用語、または使用範囲を限定する技術的特徴を削除するような補正は、元の明細書およびクレームに記載されている範囲を超えていなくても、クレームの技術的範囲を拡大させるため、許されない。

(2) クレームに記載の技術的特徴を取り換え、結果として該当するクレームの技術的範囲を拡大させる補正は許されない。例えば、元の明細書に「弾性部品」の記載があっても、元のクレームの用語「螺旋ばね」を上位概念の「弾性部材」に書き換える補正は、クレームの請求範囲を拡大させるため、許されない。

(3) 元のクレームに記載の発明と単一性が欠如した発明を追加するクレーム補正は許されない。例えば、自転車のハンドルに係る発明の出願について、進歩性がない理由で拒絶されたとき、明細書の記載に基いて自転車のシートに係る発明をクレームする補正は、補正後の主題が最初の主題と異なり、前後の主題の間に単一性が欠如することになるため、許されない。

上記審査基準の規定をまとめると、上記(1)および(2)に該当するクレームの範囲を拡大させる補正と、上記(3)に該当する単一性が欠如した発明を追加する補

正とを除き、補正の内容と範囲が特許法第 33 条の要件 (新規事項禁止) を満たし、補正書類は元の出願書類に存在した欠陥を解消し、かつ、特許権を付与する可能性さえあれば、実施細則第 51 条の規定に一致していても、このような補正は許されると把握されるべきである。

なお、上記(1)～(3)に該当する補正は、中国の実務家の間では、新たな調査を必要とする補正であるとも理解されている。その意味では、新たな調査を必要としない補正は、許されるべきであり、実際にも運用されている。

4. 分割出願の時期および活用

4.1 分割出願が可能な期間

分割出願の時期については、中国特許法施行細則第 42 条第 1 項は以下のように規定している。

「第 42 条 一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第 54 条第 1 項に規定する期限が到来するまでに、国务院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を申し出ることが出来ない。」

なお、上記第 42 条第 1 項と関連する施行細則第 54 条は、以下のような規定がある。

「第 54 条 国务院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して 2 ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。」

上記規定に照らすと、中国での分割出願ができる時期は、まず、特許査定までであり、それまでは何時でもできると理解できる。さらに、特許査定通知書を受領した日から 2 ヶ月以内、分割出願を行うこともできる。つまり、特許査定通知書を受領した日から 2 ヶ月の期間は、分割出願ができる最終期限となっている。この点においては、日本特許法第 44 条の「補正できる期間内に限る」という規定よりも、分割の時期を把握しやすく、出願人にとって有利である。

なお、拒絶査定となった出願については、審判請求できる期間内に審判請求を行うことに伴い、分割出願のチャンスが生じる。この点は日本の制度と変わらない。

4.2 分割出願の活用

日本では、分割出願の制度を活用して、拒絶理由に応じて取得できる権利を先に確保しておいて、残りの権利について、分割出願で再チャレンジするなどの方法、所謂米国のような継続出願の方法はしばしば運用されていると思われる。

中国では、今までは、単一性を満たさない時に限って分割出願を行ってきた。上記のように、分割出願の制度が十分に活用されていなかった。その原因は、主に、分割出願を単に単一性と結び付けること；および特許関係者は米国関連の実務経験が少なく、継続出願のための分割出願の発想が生まれてこないこと、との二つがあると思われる。

しかし、制度上、日本の規定と変わらない以上、権利化を重視する流れの中、今後、中国実務においても、このような活用が増えるだろう。日本の実務者は、是非分割出願を活用してほしい。

5. 情報提出制度の活用

中国特許法施行細則第48条は、「発明特許出願の公開日より特許権付与の公告日までは、何人も特許法の規定に合致しない特許出願について国务院特許行政部門に意見を提出し、かつ、理由を説明することが出来る。」と規定している。

この制度は、出願公開により、特許付与前に発明の内容が公開されるから、その発明が特許されるべき発明でないと認める者は何人も必要な情報を提供することにより、特許査定を阻止することができるようにした制度である。その主旨および運用は、日本の特施則13条の2と同じである。

情報提供制度は、一種の特許異議申立制度であるともいえ、中国では公衆審査と言い、法改正により出願公告制度および特許後の異議申立制度がなくなって無効審判に一本化された今、特許付与を阻止するため、コストの安さおよび手続の簡単さから、積極的に運用されるべきである。

また、この制度を有効に利用するためには、出願公開後にできるだけ早く関連先行技術情報などを提出する必要がある。何故なら、審査を経て特許付与通知の準備に入った出願について、提出された情報が考慮されないことが多いからである。審査速度がかなり早まった中国の審査事情を考慮すると、特に留意すべき

である。

6. 対応外国出願の審査に関連する資料の提出

旧特許法第36条で、「審査請求時に、対応外国出願の審査で調査された資料を提出しなければならない。提出されなかった場合、当該出願は取下げられたものと見なす」という規定があった。中国は1985年4月1日に特許制度を発足した当時、先行技術文献データが十分ではなく、審査官の調査能力も不足していたため、上記のような規定が設けられたのである。その主旨は、審査官の調査能力を補足するものである。

この規定は、米国の情報開示義務の主旨とはまったく異なったものの、手続上では類しているため、出願人には厳格な出願管理が要求される。したがって、出願人は、対応外国出願のいずれかの国において先行資料が提示されるたびに、中国特許庁に提出しなければならず、大変な負担となっていた。2001年の改正法では、「特許庁が要求した場合のみ提出すればよい」というように変更された。この改正によって、出願人の負担はかなり軽減されたことになる。

但し、第36条の資料が審査官によって要求された時に、出願人は手元に関連資料がない場合、特許庁にその旨を上申し、入手次第追って提出しなければならない、と施行細則第49条に規定されているため、注意が必要である。

7. 同一発明についての特許出願と実用新案出願

7.1 制度

中国は、「同様の発明創造には一つの特許のみが付与される」という「1発明1特許」の大原則を規定している（施行細則第13条1項）。しかし、「実体審査において、同一出願人が同一発明創造について二つの出願を提出し、その二つの出願は特許権を付与する他の条件を満たしている場合、出願人に選択させるかまたは補正させるように通知しなければならない」と、審査基準第二部分第三章第6.2.11節に規定されている。したがって、同一発明について特許出願と実用新案出願を提出することが可能であり、1985年特許制度が発足して以来、実際にも運用されてきた（中国には、出願変更制度がない）。

7.2 判決による反響

ところで、昨年4月末、北京高裁は、無効審判決定に対する行政訴訟の控訴審で、同一の出願人による同じ発明に関する発明特許と実用新案登録について、実質上、特許の無効を認定した（北京市高级人民法院（2002）高民終字第33号行政判決書）。この判決は、特に中国における早期権利化と強くかつ保護期間が長い特許権との両方による保護を望み、同一発明について両方の出願を積極的に行う日本企業の間で、波紋を呼んでいた。

以下は、この判決の経緯および同一発明について特許と実用新案両方を出願する場合の今後の対応について紹介する。

①判決の経緯：

1991年2月8日にA社は発明「ボイラー」について、実用新案特許を出願し、1992年6月に権利付与され、1999年2月8日に実用新案特許権は満期になった（1985年法では、実用新案権の存続期間は5年で、請求により3年延長可能であった。現在は10年）。A社はまた、1992年2月22日に同じ発明について発明特許出願をし、1999年10月に特許権が付与された。

その後、A社は、BがA社の発明特許を侵害していると主張し、行政ルートによる処分を求めた。これに対して、2000年12月に、B社は、A社の特許に対して、重複授權を禁止する旧特許法実施細則第12条第1項の規定に違反するという理由で、当該特許の無効審判を提起した。

特許庁審判部は、2つの権利は同一の権利者に属し、さらに、同時に2つの独占排他権が並存する時期がないので、無効理由が存在しないとの結論に達し、当該発明特許を維持した。

B社がその審決に対して、北京第一中裁に行政訴訟を提起した。北京第一中裁の判決は審判部の審決を維持した。この一審判決では、「重複授權」について、「同じ発明創造について、有効状態にある2つ以上の特許権が同時に存在することである」と解釈した。

北京高裁での控訴審では、北京高裁は2002年4月22日に、一審判決を取り消すと判決を下した。判決文では、「重複授權は、同じ発明創造に対して2度以上に特許権を付与することを指す。同じ発明創造に対して付与された2つの独占排他権が同時に存在するかどうかは、重複授權を認定する基準ではない。一審判決

での重複授權に関する解釈は法的根拠がなく、さらに、立法趣旨に反する。中国特許制度の設立は、特許権者の合法的權益を保護するだけでなく、同時に社会公衆の利益を保護することも目的とする。本件の場合、実用新案特許の権利期間が満了した時点から、当該実用新案特許技術は公有領域に入り、誰でも当該公有技術を利用することができる。その後、同じ発明に対して新たに特許権を付与することは、重複授權であり、特許法実施細則の関連規定に反するものである」と述べた。

最高裁の知的財産専門の判事の一人も、「立派な本判決である」とのコメントを披露し、この判決を支持している。彼の話によると、本判決の要点は、「実用新案特許の権利期間が満了した時点から、当該実用新案特許技術は公有領域に入り、誰でも当該公有技術を利用することができる」にある。この判決を左右したのは、既に権利期間が満了し、誰でも利用できる公有技術に対して、突如独占権を付与することは公衆利益に反するという観点だった。

②この判決は今後も支持されるかどうか

同じ経緯であれば、上記判例が今後も支持されるだろうと考える。今回、審査官のミスか、或いは前の実用新案特許の存続期間が既に満了になったという理由から、特許庁はA社に実用新案特許又は発明特許のいずれかを選択して保護を要求する機会を与えなかった。

7.3 今後の対応

確かに、控訴審の判決で示唆されていたように、審査基準に記されている「先の特許権（実用新案特許）の放棄によってもう1つの出願に特許権を付与する」という取扱いと、法律で禁止されている重複授權との矛盾が浮き彫りにされたとも言えるだろう。

しかし、審査基準が明確に改正されない以上、中国において同じ発明について特許と実用新案との両方を出願することは、審査に時間がかかる特許権に先立って、早期権利化をはかれる実用新案特許により保護を受けられるので、依然として有用な手段であろう。但し、以下の点に留意すべきである。

(1) 実用新案出願は、特許出願と同時、またはその後提出する。特許出願後に実用新案を提出する場合、出願日を一日遅らせることが好ましい。重複授權が論

じられた場合、権利が強く且つ権利期間が長い発明特許の方が生き残れる。

(2) 審査官から要求されなくても、自ら選択する。特許出願の特許査定を受ける時まで、審査官に発明特許と既に付与された実用新案特許との選択が要求されなかった場合、出願人が自ら一方を選択した方がよい。

8. 翻訳の質

8.1 現状

最近、日本の企業は、中国での権利化を重視するという従来の防衛的方針から、権利化および権利行使の両方を重視する方向へ転換しつつあると思われる。ところで、せっかく権利化された特許を、いざ行使しようとするときになって、中国特許の権利範囲を確認すると、出願人が意図するようなクレームになっていないことに気が付く企業も多い。このような不幸なケースは、権利化の過程で日本側から指示された日本語または英語原文が、正しく中国語に翻訳されていなかったことによって発生することが多い。しかし、その時は、すでに打つ手がない状態にある。

従って、日本の事務所の弁理士およびクライアントの特許担当者から、良く、出願人指示通りの権利を取るため、翻訳の面からどうしたら良いか、英語テキストと日本語テキストのどちらを送ったほうが良いかとの質問をよくいただいている。以下、やり取りに用いる言語について述べる。

8.2 出願依頼される時の言語のパターン

他の外国から出願依頼が殆ど英語ベースとなっているのと比べて、日本から依頼される出願は、使用される言語から分類すると、主に、(1)全て日本語ベース；(2)全て英語ベース；(3)明細書が日本語で、やり取りは英語；(4)明細書が英語で、やり取りは日本語、という4つのパターンがある。

上述の4つの依頼パターンは、大半の渉外特許事務所が受け入れ可能であると考えますが、事務所員の外国語能力は日本語あるいは英語の一方であることが多く、

現状では日本語と英語の両方が堪能であるスタッフが少ない。事務所内部における仕事の割り振りを考慮すると、上記(1)全て日本語ベースおよび(2)全て英語ベースが望ましい。

8.3 翻訳の質を良くするためには

過去の経験から、良い中国語明細書を作成してもらうためには、以下のキーポイントがあると考えられる。

第一、言うまでもないが、各分野の豊富な人材および余裕のあるキャパシティを備え、翻訳後に二重の技術チェック、または技術チェックと数字チェック両方の体制を取っている事務所を選ぶこと。

第二、やり取りの言語に関係なく、可能な場合、日本語テキストおよび英語テキストの両方を送ること。理解され難いまたは誤解されやすい文章および技術用語について、両方の内容を互いに参照し補完できるからである。

第三、中国出願にかぎらないが、文章をできるだけ短くし、そして誤解が発生しそうな用語については文章中で定義しておくこと。また、日本語テキストの場合、可能である限り、商品名および商標について英語表記を付けること。

第四、翻訳の時間に一定の余裕を与えること。通常、期限日前に1ヵ月目途でよいが、1ヵ月前に最終版のテキストを送ることができなければ、とりあえずドラフトテキストを送り、後で最終版を送ることを薦める。

9. むすび

中国特許制度は、先願主義、出願公開、および審査請求制度などを採っているため、原則的に日本の特許制度と大差がないといえる。しかし、それぞれの国の事情より、具体的な運用において相違点が大いにある。本文は、特に出願の手続についてその相違点を取り上げて紹介させていただいたが、急速的に増えている中国での特許権利化の実務において、日本の皆様にもご参考になれば幸甚と存じます。

(原稿受領 2003. 12. 9)